

岩手県収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

岩手県収用委員会規則第1号

岩手県収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則及び岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則(平成11年岩手県収用委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)		
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	金額
複製物の交付	1 <u>フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)</u> に複製した複製物	1枚につき	40円	複製物の交付	1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき80円
	2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	80円			
	3 光ディスクカートリッジ(日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	440円			
	4 録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した	1巻につき	120円			

	<u>複製物</u>					
	5	ビデオカセットテープ (日本工業規格C5581に 適合する記録時間120分の ものに限る。)に複製し た複製物	1巻に つき	190円		
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したもの の写し の交付	1	乾式の複写機に よる写し(日本工 業規格A列3番の 大きさまでのもの に限る。)	白黒	1枚に つき	10円 (両面 に複写 した場 合にあ っては 、20円 )	紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したもの の写し の交付
			カラー	1枚に つき	40円 (両面 に複写 した場 合にあ っては 、80円 )	
	2	1に掲げる以外の写し	1枚に つき	当該写 しの作 成に要 する費 用に相 当する 額	2	1に掲げる以外の複製 物

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成13年岩手県収用委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2(第11条関係)				別表第2(第11条関係)			
開示の実	区分	単位	金額	開示の実	区分	金額	

施の方法				
複製物の 交付	1	フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものであって、1.44 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき	40 円
	2	光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき	80 円
	3	光ディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6277 に適合する幅 90 ミリメートルのものであって、640 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき	440 円
	4	録音カセットテープ（日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複製した複製物	1 巻につき	120 円
	5	ビデオカセットテープ（日本工業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複製した複製物	1 巻につき	190 円
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印	1	乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1 枚につき	10 円 （両面に複製した場合にあ

施の方法			
複製物の 交付	1	光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき 80 円
	2	1 に掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印	1	乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒 1 枚につき 10 円 （両面に複製した場合には、20 円）

画したものの写しの交付			つては 20円 )
	カラー	1枚につき	40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2	1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

画したものの写しの交付			
	カラー	1枚につき	40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2	1に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額

様式第1号 (第3条関係)

様式第1号 (第3条関係)

[略]

[略]

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付 ( <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付) <u>(複製物の区分 <input type="checkbox"/>フレキシブルディスクカートリッジ (FD) <input type="checkbox"/>光ディスク (CD-R) <input type="checkbox"/>光ディスクカートリッジ (MO) <input type="checkbox"/>録音テープ <input type="checkbox"/>ビデオテープ)</u> [略]
	[略]
[略]	

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付 ( <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付) [略]
	[略]
[略]	

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岩手県収用委員会が保有する行政文書の開示に関する規則別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（岩手県収用委員会が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（以下「改正後の個人情報保護規則」という。）別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第11条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（岩手県収用委員会が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。
- 4 改正後の個人情報保護規則に定める様式は、第2条の規定の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正前の岩手県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。